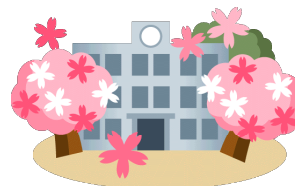


のびのび通信

令和4年4月22日

秋田大学教育文化学部附属小学校「いじめ防止対策委員会」発行

いじめのない学校をめざして



本校では、「いじめ防止基本方針」に基づいて取組を続けています。「いじめ」は、いじめ防止対策推進法において、次のように定義されています。

「いじめ」とは、「児童や生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

具体的には「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「仲間はずれ、集団による無視をされる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」「金品をたかられる」「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、されられたりする」「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」等の行為があります。

本校では、いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうるものであるという考えに立ち、「いじめの防止」、「いじめの早期発見」及び、「いじめへの適切な対処」に努めています。

もし、「いじめ」あるいは「いじめかもしれない」と子どもたちが感じる事があれば、その悩みに寄り添いながら、安心して楽しい学校生活を送ることができるように職員一丸となって、組織的に対応していきます。

学級担任だけでなく、いじめ防止対策委員にも、何かお気づきのことがありましたら、遠慮なくご相談ください。

【今年度のいじめ防止対策委員】

校長（外池智）、副校長（京野真樹）、教頭（佐々木雅巳）、教務主任（菅野宣衛）
養護教諭（佐々木真喜子）、生徒指導主事（進藤亨）

